

千葉商科大学同窓会「鳳雛会」会則

(名称と位置付け)

第1条 本会は、千葉商科大学同窓会「鳳雛会」(以下、本会)と称し、千葉商科大学同窓会会則第24条に該当する本部瑞穂会登録団体である。

(目的)

第2条 本会は、同窓会本部会則に基づき、会員相互の交流と親睦を図り、同窓会組織及び卒業生の発展・充実並びに建学の精神に則った千葉商科大学の発展に寄与することを目的とする。

(会員)

第3条 本会員は、千葉商科大学および大学院、旧千葉短期大学の平成以降卒業生および中途退学者とする。

(事務局所在地)

第4条 本会の事務局を事務局長宅に置く。

(事業)

第5条 本会は、目的達成のために次の事業を行う。

- (1) 親睦・交流を図るためのイベントの開催(異業種交流会等)
- (2) 同窓会本部・母校・現役生に対する支援

(事業年度および会計年度)

第6条 本会の事業年度および会計年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までとする。

(役員の定数と職務)

第7条 本会は次の役員を置く。

- | | | | |
|-----|-------|------|-------------------------|
| (1) | 会 長 | 1名 | 本会を代表し、会務を総理する |
| (2) | 副 会 長 | 3名以内 | 会長を補佐し、会長に事故ある時はこれを代行する |
| (3) | 事務局 長 | 1名 | 本会に関する事務全般を執り扱う |
| (4) | 幹 事 | 若干名 | 会の運営および広報活動を行う |

(役員を選任と任期)

第8条 役員は設立準備委員会の中から選出し任期は無期限とする。但し、本人からの申し出があった場合には役員会で協議の上、その任を解くものとする。

(会費)

第9条 原則、会費は徴収しない。

(経費)

第10条 寄付金・助成金を収入の対象とし、収入がある場合は事務局長が管理を行う。また、同窓会本部・母校・現役生に対する寄付および助成を行う場合に支出する。

(運営方法)

第11条 各種連絡はメール等で行う。

(定期総会)

第12条 定期総会は開催しない。

(役員会)

第13条 役員会は第7条の役員で構成し通常は第11条の方法で行うが、必要に応じて会長が招集する場合がある。

(個人情報の取り扱い)

第14条 本会の運営にあたり、会員から提供された個人情報は個人情報保護法ならびに大学同窓会の個人情報保護規程に基づき、その取り扱いには細心の注意を払う。なお、本会活動以外に同窓会本部や各同窓会活動団体、母校にも個人情報を提供する場合がある。

(会則の変更)

第15条 本会則は役員会の決議により変更できる。

(その他)

第16条 本会則に定めのない事項及び事業については役員会の決議により定める。

付則

1 本会則は、平成29年11月5日から施行する。